

令和 6 年岬町教育委員会要綱第 1 号

岬町就学援助費支給要綱

制 定 平成 2 0 年 4 月 1 日

改 正 令和 6 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 9 条の規定に基づき、経済的理由により就学が困難な学齢児童及び生徒（以下「児童生徒」という。）並びに翌学年の初めから町立小中学校に就学させるべき者（学校教育法施行令第 5 条第 1 項に規定する就学予定者（以下「就学予定者」という。））の保護者（学校教育法第 1 6 条に規定する保護者をいう。以下同じ。）に対して、予算の範囲内で就学に必要な費用（以下「就学援助費」という。）を支給し、義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 就学援助費の対象者は、町内に住所を有し、かつ、町が設置する小学校又は中学校に就学している児童生徒の保護者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 6 条第 2 項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）
- (2) 岬町教育委員会（以下「教育委員会」）が、要保護者に準ずる程度に生活が困窮していると認めた者（以下「準要保護者」という。）

(就学援助費目等)

第 3 条 就学援助費は、児童生徒の就学に際して保護者が負担すべき次に掲げるものとし、その支給の範囲は別表 1 に定めるとおりとする。

- (1) 学用品費
- (2) 通学用品購入費
- (3) 校外活動費
- (4) 新入学児童生徒学用品費等（新入学準備金を含む。）
- (5) オンライン学習通信費
- (6) 通学費
- (7) 修学旅行費
- (8) 医療費
- (9) 学校給食費

(就学援助費の額)

第 4 条 就学援助費の額は、国で定める要保護児童生徒援助費補助金の予算単価又は標準単価を上限とする。ただし、通学費、医療費、学校給食費に関しては、実費を支給する。

(申請)

第 5 条 就学援助費の支給を受けようとする保護者（就学予定者の保護者を除く。）は、就学援助支給申請書（以下「申請書」という。）を当該児童生徒が就学している小学校及び中学校の校長（以下「学校長」という。）又は教育委員会に提出しなければならない。

- 2 就学援助費の支給を受けようとする就学予定者の保護者は、申請書を教育委員会に提出しなければならない。

(認定及び通知)

第6条 教育委員会は、前条に掲げる保護者から申請があったときは、審査の上速やかに認定の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

- 2 教育委員会は、前項の規定により、認定の可否を決定したときは、学校長に通知するものとする。

(認定日)

第7条 就学援助費の支給対象期間は、原則として教育委員会が認定の決定をした日（以下「認定日」という。）から当該日が属する学年（就学予定者の保護者に係る支給対象期間にあつては、年度）の末日までとする。

認定日は、次の第1号から第4号までのいずれかの日とする。ただし、就学予定者の保護者に係る認定日は、第5号の日とする。

- (1) 教育委員会が毎年度定める年度当初の認定期間内に、保護者からの申請があり、認定されたときには当該年度の4月1日（4月1日より後に申請事由が発生しているときにはその日）。
- (2) 前号に規定する認定期間以降に保護者からの申請があり、認定されるときには申請のあった日（以下「申請日」とする。）の属する月の翌月1日。
- (3) 第1号に規定する認定期間以降に保護者からの申請があり、教育委員会が遡及の必要を認めたときは、前号に規定する認定日より遡及した日。ただし当該年度に限り、かつ申請事由発生以前の日には遡れないものとする。
- (4) 要保護者については、年度当初から生活保護法による保護を受けているときには4月1日、年度途中から保護を受けているときには保護開始日。
- (5) 就学予定者の保護者にあつては、教育委員会が毎年度定める認定期間内に、就学予定者の保護者からの申請があり、認定されたときには当該年度の2月1日。

(支給方法)

第8条 就学援助費は、前条の規定による認定を受けた保護者に対し、口座振替又は現金で支給する。ただし、保護者が就学援助費の受領を校長に委任したときは、当該就学援助費を学校長に支給するものとする。

(届出の義務)

第9条 保護者は次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに教育委員会又は学校長に届け出なければならない。

- (1) 生計状況に変動があったとき。
- (2) 住所又は氏名の変更があったとき。
- (3) 金融機関又は預金口座の変更があったとき。
- (4) その他申請書の記載内容に変更があったとき。

(支給の取消し及び返還)

第10条 教育委員会は、保護者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支給の取消し及び支給した額の一部又は全部の返還を求めることができる。

(1) 申請書に虚偽の事項を記載したとき。

(2) 認定要件に該当しなくなったとき。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、就学援助に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

費 目	支給対象者	支給範囲
学用品費	準要保護者	児童生徒が通常必要とする学用品費
通学用品費	準要保護者	児童生徒が通常必要とする通学用品費（通学用品費については第 1 学年を除く。）
校外活動費	準要保護者	児童生徒が校外活動（学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動（修学旅行を除く。）をいう。以下同じ。）に参加するため直接必要な交通費及び見学料等
新入学児童生徒学用品費等（新入学準備金を含む。）	準要保護者	小学校又は中学校に入学する者が通常必要とする学用品費及び通学用品費 (1) 新入学児童生徒学用品費（入学後に支給） 小学校の第 1 学年又は中学校の第 1 学年 （ただし、前年度に新入学準備金の支給を受けた者又は他の市町村から入学前に新入学児童生徒学用品費等の支給を受けた者を除く。） (2) 新入学準備金（入学前に支給） ア 2 月 1 日時点で認定されている小学校就学予定者 イ 2 月 1 日時点で認定されている小学校の第 6 学年
オンライン学習通信費	準要保護者	児童生徒がオンライン学習に必要な通信費（モバイルルーター等の通信機器の購入又はレンタルに係る費用を含む。）
通学費	準要保護者	児童生徒が通学区域内から通学するために、公共交通機関を利用する場合の通学定期代。
修学旅行費	準要保護者 及び要保護者	児童生徒が修学旅行に参加するために直接必要な交通費、宿泊費、見学料、及び均一に負担すべきその他の経費
医療費	準要保護者	児童生徒が学校保健安全法施行令（昭和 33 年政令第 174 号）第 8 条に定める疾病の治療のための医療に要する経費
学校給食費	準要保護者	児童生徒の保護者から一律に徴収する給食費相当額。